

第 6 9 号議案

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例及び足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例及び足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

(足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例の一部改正)

第 1 条 足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例（平成 6 年足立区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定審査会)

第 1 6 条の 2 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(足立区まちづくり工房館条例の一部改正)

第 2 条 足立区まちづくり工房館条例（平成 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第 2 5 条の 2 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査

に際しては、足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例（平成6年足立区条例第24号）第16条の2第1項に規定する足立区関原の森関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区関原の森関連施設指定管理者 選定審査会	日額 7,000円
---------------------------	-----------

（提案理由）

指定管理者の選定に係る審査会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。